（証券コード　3835）
平成27年６月４日

株　主　各　位

大阪市北区豊崎五丁目４番９号
ｅ　Ｂ　Ａ　Ｓ　Ｅ　株　式　会　社
代表取締役社長　常　包　浩　司

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月19日（金曜日）午後６時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月22日（月曜日）午後１時
２．場　　所　　大阪市北区芝田一丁目１番35号
　　大阪新阪急ホテル　２階　星の間
　　（会場を変更しておりますので、お間違えのないようご来場ください。）
３．目 的 事 項
　報 告 事 項　１．第14期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第14期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
　　第７号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ebase.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策の効果を背景に、株価や雇用環境の改善等一部に良好な指標が見られ、全体としては緩やかな回復基調が続いているものの、円安による原材料価格の上昇や消費税率引上げに伴う影響が長期化し、個人消費は弱含んでおります。世界経済においても、米国経済が堅調を維持した一方で、原油価格の急落や新興国の経済成長の鈍化などが懸念される状況にあります。

当社グループが属する情報サービス分野においても、企業のIT投資は大企業を中心に景況感の改善に合わせて回復傾向にあるものの、中小企業では引き続き厳しい事業環境状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、パッケージソフトビジネスのeBASE事業と、IT開発アウトソーシングビジネスのeBASE-PLUS事業で構成しております。

eBASE事業は、CMS(Content Management System)開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」をコアコンピタンスとし、様々な商品情報を管理･運用できるパッケージソフトウェアの提供で業界毎における商品情報交換の全体最適化を目指しております。

なかでも主要な食品業界、住宅業界、工具業界等向けには統合商品情報データベースシステムとしてパッケージソリューションを継続的に開発提供しています。また、「ミドルウェアeBASE」を利用して、顧客別にカスタマイズされた商品マスターデータベースの開発販売を推進しております。この「ミドルウェアeBASE」を、商品マスターだけでなく、顧客マスター、社員マスター等、投資対効果の高い基幹系システムのマスターデータマネジメント(MDM:Master Data Management)の開発基盤として幅広い用途での活用を展開しております。更に、Webソリューションビジネスとして、顧客企業のWebホームページのPCサイトやモバイルサイト等の受託型の企画制作、構築、運用、そして「ミドルウェアeBASE」を活用したWebシステム開発等も推進しております。

eBASE-PLUS事業は、顧客企業ニーズに応えたシステム構築・開発・サポート等のIT開発アウトソーシングビジネスを推進しております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高3,094,223千円（前年同期比311,547千円増）、営業利益621,596千円（前年同期比113,411千円増）、経常利益630,320千円（前年同期比116,685千円増）、当期純利益414,709千円（前年同期比88,047千円増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

①eBASE事業

[食品業界向けビジネス（食の安心安全管理システム/FOODS eBASE）]

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、積極的に説明会の開催や定期セミナーの実施を行い、2015年4月1日施行の新たな食品表示法に対応する新バージョンの開発に着手する等、「FOODS eBASE」の継続的機能強化と拡販を推進しました。企業間での食の安全情報交換の標準化とユーザーニーズに対応した汎用機能を継続的に提供すると共に、無償ユーザーへ利便性向上による継続的なフォローを図ることで、結果として有償ソフトの拡販と既存ユーザーのクロスセル・アップセルの実現に努めました。また、NB(ナショナルブランド)商品の食の安全情報や、ECサイトやネットスーパー向けの商品画像付の商品情報を、メーカー企業/小売企業間で効率的に交換できるクラウドサービス「FOODS eBASE NBセンター」と、NB商品を食品小売バイヤーが探し出せる商材探しクラウドサービス「食材えびす」の継続推進を行いました。更にお米の産地情報開示システムを開発し農産物情報開示システムへと拡張展開すると共に営業活動を開始しました。自治体向けには「FOODS eBASE」を学校給食（スクールランチ）の食物アレルゲン管理に特化したクラウドサービス「あんしん給食えびす」も継続的に推進しました（現在、国内において特許出願中)。これらのクラウドサービスの推進の結果、来年度案件での引き合いが増加すると共に、大手企業を含む小売企業にてクラウドビジネスの受注が増加する傾向となり、その反面、オンプレミス（導入）型の受注が減少する傾向となりました。

結果、売上高は、ユーザーニーズを捉えた機能・サービスを開発・提供することで、既存のユーザーのクロスセル・アップセルによる受注案件が安定的に継続され、主力の食品業界向けビジネス（食の安心安全管理システム/FOODS eBASE）は、企業間における商品情報交換のプラットフォームとしてのニーズが、底堅く推移しました。また、2015年4月施行の食品表示法に伴い、施行前に食品メーカー等が品質表示・栄養成分表示作成業務の見直しやシステム化が促進された影響により、計画比で微増、前年同期比では増加となりました。

[その他業界（顧客別にカスタマイズした商品詳細情報管理システム/GOODS eBASE）]

業界別商品情報管理パッケージソフトを容易に開発してきたCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした商品データベースソフトの開発販売を引き続き推進しました。住宅業界において、メンテナンス部品情報交換標準化の推進を図ると共に、大手ハウスメーカー数社でのeBASE深耕利用の継続推進に努め、新たな分野では照明メーカーへ照明器具向けの商品情報カタログ制作支援システムの開発販売を開始しました。工具業界においては、商品データ収集に向けてeBASE導入企業の大手工具卸が仕入先説明会の開催支援を積極的に行いました。また、工具業界商品情報交換の全体最適化への展開推進を目的とする、データ交換の標準化の推進(コンバーターの開発提供等)、メーカーへの開発販売に引き続き努めました。新たな業界分野としてはファッション業界向けに商品情報の一元管理と共有活用が可能であるクラウドサービス「FASHION eBASE Cloud」を推進しました。新機能としては商品属性毎に異なる仕様情報をユーザーが自由に定義し、商品情報としてデータベース管理が出来る「eB-SKU」の開発に着手しました。全体的にはスマートフォン、タブレット端末の普及で市場ニーズが高ま

り、業界を問わずに引き続き引き合いが増加傾向にあります。
結果、売上高は、計画比、前年同期比で微増となりました。
[コンテンツマネジメントソフト開発/ミドルウェアeBASE]
CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した、CMS受託開発ビジネスは中長期策として位置づけ、その機能強化と共に、引き続きパートナー企業の開拓を継続的に推進すると共に、個別企業ニーズに合致したCMS提案を図りました。また、大手企業向けカスタマイズ型名刺管理システム「名刺えびす」の販促営業に努めると共に、引き続きWebクライアントのベースアプリケーション「eBASEweb」の機能強化を推進しました。
結果、CMS受託開発ビジネスは、既存顧客の継続受注が主だったことにより、売上高は、前年同期比で大幅な減少となりました。
[Webソリューションビジネス]
受託型Web開発制作を主な事業とするWebソリューションビジネスは、継続的に既存顧客へeBASE活用の利用提案を推進すると共に、顧客のシステム利用部門へ「ミドルウェアeBASE」環境の開発及び提供を図りました。
結果、売上高は、計画比では微増、前年同期比では大幅な増加となりました。
これらの結果、当社グループ製品の利用者は、累計で11万2千ユーザー超（平成27年3月末日現在）となり、商品情報交換の標準プラットフォームとしては業界毎に商品情報交換の業界全体最適化の普及、標準化は順調に進行しております。また、これら重点事業領域に適合した製品開発をタイムリーに行うために積極的に開発投資を先行して行いました。特に前述の食品業界向けビジネスにおいて食品表示法改正対応の駆け込み需要により、3月度が計画を大幅に上回ったことから、eBASE事業の売上高は、1,304,413千円（前年同期比157,806千円増）、経常利益463,929千円（前年同期比96,002千円増）となりました。

②eBASE-PLUS事業
既存IT開発アウトソーシングビジネスでの顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に引き続き注力すると共に、稼働数増加のため年間を通じて専門的知識・経験を持ち即戦力となる中途採用と、新卒者の新規採用を行い、育成・確保を継続的に努めてまいりました。また、2015年1月1日にアイエックス・ナレッジ株式会社から事業譲受した九州事業の推進により、新規大手顧客との取引が開始しました。
これらの結果、事業規模の拡大により売上高は計画比、前年同期比で微増、利益は九州事業継承時に於ける特殊要因の影響に伴い、第4四半期で特別に増加し、通期業績で予想を上回りました。eBASE-PLUS事業の売上高は、1,789,910千円（前年同期比149,632千円増）、経常利益166,391千円（前年同期比20,683千円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業3,459千円、eBASE-PLUS事業6,552千円、総額10,012千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

平成27年１月１日付で、当社の子会社でありますeBASE-PLUS株式会社が、アイエックス・ナレッジ株式会社の九州事業所におけるＩＴ開発アウトソーシングビジネス（コンサルティング、システムインテグレーションサービス、システムマネージメントサービス）を譲り受けました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての「eBASE」の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして「eBASE」をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社グループのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案・遂行し、かつセールスエンジニアとしての能力を有する人材の育成や開発要員のグループ社員からのJAVA OJT研修等によるスキルアップによる高度技術者の育成が不可欠です。

また、eBASE-PLUS事業では事業の競争力を高め、事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を継続して行うとともに、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大とともに生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。「eBASE」は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が「eBASE」を使用し、総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認を得ることによってヒューマンエラーを防ぎつつ、効率化を図ることが可能であるものと考えております。

③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による“食の安全情報”管理交換ソフトウェア「FOODS eBASE」のユーザー数拡大戦略の更なる推進を行うとともに既存ユーザーに対しましては、「FOODS eBASE」のクロスセル・アップセルを提案してまいります。また、ネットスーパー攻略での「NBセンター」(クラウド型サービス「FOODS eBASE NBセンター」)のデファクト化を継続して推進し、販促の強化を課題と認識し取り組んでまいります。

④ その他業界(GOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした商品DBソフトの開発販売の継続推進、強化に取り組みます。特に特化した業界（工具業界、ホームセンター業界等）への攻略アプローチを継続するとともにスマートフォン、タブレット端末の普及による市場ニーズが高まっているなか「ミドルウェアeBASE」の機能強化を継続し、受託開発型商品DBで競合製品のない間にデファクト獲得の推進に取り組んでまいります。

⑤ eBASEミドルウェアビジネスの展開

CMS（Content Management System）開発プラットフォーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進し、その継続的機能強化を行うとともにパートナー企業の開拓と既存顧客への深耕、基幹系サブシステムの事例獲得に努める等、基幹系システム市場の創造を行ってまいります。開発面では、eBASEノンプログラミング開発環境の機能強化を継続してまいります。

⑥ クラウドビジネスの推進

既存サポート事業に加え、「FASHION eBASE Cloud」、「食材えびす」等、新たなクラウドビジネスの創出・リリースすると共に、「eB-PointService」の継続的推進を図り、無償eBASEjr.ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供してまいります。また、食品業界向け「FOODS eBASE」クラウドビジネスの小売企業への継続推進を行ってまいります。

⑦ Webソリューションビジネスの推進

従来の静的なデザイン表現が重視されていた顧客企業のマーケティング的なWebホームページ制作を今後、より動的、より高品質なコンテンツ表現を必要とする、各種データベース連動型のWebマーケティングへの対応を行うとともにWeb企画制作開発コストの低減を行う為、「ミドルウェアeBASE」と連携したWebソリューション事業への転換を行ってまいります。また、デザインとシステムとのバランスをとり、競合他社との差別化を図ったWebサービスの提供を目指してまいります。

⑧ IT開発アウトソーシングビジネスの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定の継続に努め、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定衰退モデルから低成長モデルへの転換策を検討してまいります。 また、新規ビジネス市場において、ソリューションの更なる拡充と、優良M&A案件の推進を行うことにより新たなビジネス分野を開拓してまいります。これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第 11 期 平成24年３月期	第 12 期 平成25年３月期	第 13 期 平成26年３月期	第 14 期 (当連結会計年度) 平成27年３月期
売上高（千円）	2,655,991	2,825,661	2,782,676	3,094,223
経常利益（千円）	343,408	453,334	513,635	630,320
当期純利益（千円）	203,977	280,490	326,662	414,709
１株当たり当期純利益(円)	14,058.66	48.41	56.42	72.59
総資産（千円）	1,539,483	1,796,021	1,935,256	2,433,856
純資産（千円）	1,248,632	1,490,479	1,683,976	2,009,832
１株当たり純資産(円)	85,789.63	255.71	293.85	352.54

(注) 平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。第12期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、当該株式分割が第12期の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第 11 期 平成24年３月期	第 12 期 平成25年３月期	第 13 期 平成26年３月期	第 14 期 (当事業年度) 平成27年３月期
売上高（千円）	937,921	1,114,931	1,146,607	1,304,413
経常利益（千円）	217,718	332,960	354,452	450,465
当期純利益（千円）	130,020	206,597	228,943	300,134
１株当たり当期純利益(円)	8,961.35	35.66	39.54	52.53
総資産（千円）	1,279,811	1,481,367	1,552,871	1,865,852
純資産（千円）	1,144,182	1,311,389	1,412,111	1,623,391
１株当たり純資産(円)	78,867.97	225.66	246.32	284.48

(注) 平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。第12期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、当該株式分割が第12期の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株 式 会 社	31,350千円	100.00%	「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用
eBASE-PLUS 株 式 会 社	90,000千円	100.00%	IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守、コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システムマネージメントサービス）

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の２事業を主要な事業としております。
「eBASE事業」は、コンテンツマネジメントシステム「eBASE」をパッケージソフトウェアとして開発販売及びシステム開発、「eBASE」を使ったクラウドビジネスの開発販売、データプールサービスの運用事業、Webソリューションビジネスとして、PCサイト、モバイルサイト等の構築、運用、企画制作やシステム開発等を行っております。
「eBASE-PLUS事業」は、IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守、コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システムマネージメントサービス）を行っております。

(12) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所
本　　社：大阪府大阪市北区
東京支社：東京都中央区
香川開発センター：香川県高松市

② 重要な子会社の事業所
eBASE-NeXT株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
eBASE-PLUS株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
東京Office：東京都中央区
名古屋Office：愛知県名古屋市中区
九州Office：福岡県福岡市博多区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
450名	59名増

(注) 従業員数が当連結会計年度において59名増加しておりますが、主として子会社であるeBASE-PLUS株式会社が平成27年１月１日付で、アイエックス・ナレッジ株式会社の事業を一部譲受したことによるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	1名増	35.3歳	4.7年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　普通株式 16,000,000株

② 発行済株式の総数　　5,895,600株(自己株式217,253株を含む)

③ 当期末株主数　　1,436名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
常包浩司	2,324,400株	40.93%
西山貴司	301,000株	5.30%
大塚勉	258,000株	4.54%
西尾浩一	220,000株	3.87%
富士ゼロックス株式会社	202,527株	3.57%
窪田勝康	176,200株	3.10%
岩田貴夫	153,200株	2.70%
常包和子	133,200株	2.35%
山崎健太郎	108,000株	1.90%
株式会社ＳＢＩ証券	105,400株	1.86%

（注） 当社は、自己株式217,253株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の保有または交付状況

① 当社役員が保有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

平成26年6月30日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき730円
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の行使期間	平成29年6月24日から平成36年6月23日まで
新株予約権の数	52,850個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式52,850株

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社グループ使用人	52,850個	普通株式52,850株	287名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

2. 新株予約権の相続は認めない。

3. 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき722円
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の行使期間	平成29年6月24日から平成36年6月23日まで
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式1,200株

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	1,200個	普通株式1,200株	3名

(注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

2. 新株予約権の相続は認めない。

3. 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	常　包　浩　司	・eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取　締　役	大　塚　　勉	・執行役員ＣＯＯ
取　締　役	窪　田　勝　康	・執行役員ＣＦＯ ・eBASE-PLUS株式会社取締役
取　締　役	西　山　貴　司	・執行役員大阪ソリューションＢ．Ｕ．管掌
取　締　役	岩　田　貴　夫	・執行役員市場開発Ｂ．Ｕ．管掌兼ＳＥＢ．Ｕ．管掌
常勤監査役	森　田　鎮　光	・eBASE-PLUS株式会社監査役
監　査　役	福　田　泰　弘	
監　査　役	高　森　浩　一	

（注）　監査役福田泰弘氏および監査役高森浩一氏は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
また、株式会社東京証券取引所に対し、監査役高森浩一氏を独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	5名	100,234千円
監　査　役	3名 （内2名社外監査役）	10,800千円 （7,200千円）
合　　計	8名	111,034千円

（注）平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役総額年額120,000千円以内、監査役総額年額15,000千円以内となっております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況および発言状況
監　査　役	福　田　泰　弘	当社開催の取締役会25回のうち13回、また監査役会には5回のうち5回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
監　査　役	高　森　浩　一	当社開催の取締役会25回のうち12回、また監査役会には5回のうち5回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（注）　株式会社東京証券取引所に対し、監査役高森浩一氏を独立役員として届け出ております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当事業年度の末日において、当社には社外取締役がおりません。

当社取締役会は、自社の事業や現場を熟知している取締役で構成し、当社事業の特性を踏まえた意思決定を迅速に行うことを重視してまいりました。かかる経営体制の下では、各取締役が当社における現場の実態に精通しているか、またはそれに代替えする程度の深い業界知識や経験を有しているのでなければ、刻々と移り変わる事業環境に対応した、迅速かつ的確な意思決定は実現し得ないものと考えております。

当社では、このような条件を満たす適切な社外取締役候補者の選定が適わず、見出すことができておりませんでした。一方で、適任者でない方を社外取締役に選任した場合には、当社経営の機動性等を害し、取締役会に期待される機能が果せない可能性があることから、社外取締役を置くことは相当でないと判断しておりました。

また、社外取締役がいない現時点においても、当社の監査役会は、多様な分野出身の社外監査役２名と、当社での様々な業務を熟知する常勤監査役１名によって構成されており、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能していると判断しております。

この既存の機関・制度に加えて、単に形式的にのみ社外取締役を選任することは、コスト負担の増加の観点からも適切でないものと考えております。

このような状況において、監査等委員会設置会社制度を創設する改正会社法が平成27年５月１日に施行されることになりました。監査等委員会設置会社は、社外取締役の機能を活用する機関設計であり、取締役の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役に委任して、経営の機動性を向上することも可能となっております。

当社といたしましては、これを機に監査等委員会設置会社に移行することとし、本日開催の

第14回定時株主総会にご提案しております各議案をご承認いただくことにより、監査等委員会設置会社への移行とあわせて、監査等委員である取締役として２名の社外取締役を置く体制といたしたいと存じます。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（注） 平成26年10月１日付をもって、太陽ASG有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,600千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,600千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会ならびに監査役会において検討いたします。また、不再任につきましては、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、取締役会および監査役会において検討します。

６．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。

ⅰ．株主総会議事録
ⅱ．取締役会議事録
ⅲ．重要な会議の議事録
ⅳ．予算統制に関するもの
ⅴ．会計帳簿、会計伝票に関するもの
ⅵ．官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
ⅶ．稟議書
ⅷ．契約書
ⅸ．その他文書管理規程に定める文書

② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 内部監査担当が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。

② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

② その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

③ 内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

④ これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
⑤ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として匿名で投稿が可能な社内Web掲示板（ホットライン）を設置し運営する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③ 当社の内部監査担当は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、内部監査担当の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
ⅰ．重要な会議で決議された事項
ⅱ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅲ．毎月の経営状況として重要な事項
ⅳ．内部監査状況
ⅴ．リスク管理に関する重要な事項
ⅵ．重大な法令・定款違反
ⅶ．コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
② 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
③ 公益通報者保護法に基づき、公益通報に関わる通報者の保護を遵守する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当は監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役と緊密に連携する。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,350,904**	**流動負債**	**424,024**
現金及び預金	573,628	買掛金	44,230
受取手形及び売掛金	758,132	未払金	66,886
仕掛品	525	未払法人税等	133,793
繰延税金資産	10,037	未払消費税等	114,518
その他	8,580	その他	64,596
固定資産	**1,082,952**		
有形固定資産	**18,034**		
建物	5,052		
車両運搬具	4,477	**負債合計**	**424,024**
工具、器具及び備品	8,505	**純資産の部**	
無形固定資産	**16,908**	**株主資本**	**2,001,407**
のれん	15,343	**資本金**	**190,349**
ソフトウエア	1,554	**資本剰余金**	**164,160**
電話加入権	10	**利益剰余金**	**1,796,420**
投資その他の資産	**1,048,008**	**自己株式**	**△149,522**
投資有価証券	1,004,947	**その他の包括利益累計額**	**431**
差入保証金	36,803	**その他有価証券評価差額金**	**431**
繰延税金資産	1,176	**新株予約権**	**7,993**
その他	5,955		
貸倒引当金	△875	**純資産合計**	**2,009,832**
資産合計	**2,433,856**	**負債及び純資産合計**	**2,433,856**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		3,094,223
売　　上　　原　　価		1,572,440
売　上　総　利　益		1,521,783
販売費及び一般管理費		900,186
営　　業　　利　　益		621,596
営　業　外　収　益		8,724
経　　常　　利　　益		630,320
特　　別　　損　　失		
投資有価証券売却損	846	846
税金等調整前当期純利益		629,474
法人税、住民税及び事業税	216,811	
法　人　税　等　調　整　額	△2,046	214,764
少数株主損益調整前当期純利益		414,709
当　　期　　純　　利　　益		414,709

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,349	165,212	1,446,342	△121,175	1,680,728
当期変動額					
剰余金の配当			△64,632		△64,632
当期純利益			414,709		414,709
自己株式の取得				△34,148	△34,148
自己株式の処分		△1,052		5,801	4,749
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		△1,052	350,077	△28,346	320,678
当期末残高	190,349	164,160	1,796,420	△149,522	2,001,407

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	―	―	3,248	1,683,976
当期変動額				
剰余金の配当				△64,632
当期純利益				414,709
自己株式の取得				△34,148
自己株式の処分				4,749
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	431	431	4,745	5,176
当期変動額合計	431	431	4,745	325,855
当期末残高	431	431	7,993	2,009,832

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額　　59,646千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　5,895,600株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年６月23日定時株主総会	普通株式	64,632	11.30	平成26年３月31日	平成26年６月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年６月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82,903	14.60	平成27年３月31日	平成27年６月23日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　66,000株

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針としております。営業債権に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	573,628	573,628	―
(2) 受取手形及び売掛金	758,132	758,132	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,004,947	1,004,947	―
資産計	2,336,708	2,336,708	―
(1) 未払法人税等	133,793	133,793	―
負債計	133,793	133,793	―

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり「(3)投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式(連結貸借対照表計上額　0千円)

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価の開示の対象としておりません。

Ⅴ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　352円　54銭
2. １株当たり当期純利益　72円　59銭

Ⅵ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. その他の注記

（企業結合等関係）

（事業の譲受）

当社の連結子会社であるeBASE-PLUS株式会社は、平成26年10月16日開催の取締役会において、アイエックス・ナレッジ株式会社の九州事業部門を譲受けることについて決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。また、当社は同日付開催の取締役会においてこれを承認いたしました。その後、平成27年１月１日付けで事業を譲り受けております。

１．企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称：アイエックス・ナレッジ株式会社

取得した事業の内容：コンサルティング、システム・インテグレーション・サービス、システム・マネージメントサービス

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社の連結子会社であるeBASE-PLUS株式会社は、eBASE株式会社のパッケージソフト「eBASE（コンテンツマネージメントソフト）」の周辺事業の拡大を目的に平成22年11月８日に設立し、IT開発アウトソーシングビジネスを主体として、eBASEに関わるカスタマイズ開発や、eBASEと他のシステムとのインターフェイス開発等の受託開発業務、また、eBASEに関わる入力業務等のオペレーション業務、コールセンター等のサポート業務、サーバ管理業務等にも総合的に対応できる体制を構築してまいりました。

今回の譲受の経緯につきましては、当社グループにおいては九州地区に事業基盤をおいておらず、十分な営業展開を行っておりませんでした。今回、九州地区でコンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービス、システムマネージメントサービスを営んでいる、アイエックス・ナレッジ株式会社より、九州事業所の事業譲受のご提案をいただき、顧客との業態がeBASE-PLUS株式会社のIT開発アウトソーシングビジネスとマッチしており、eBASE-PLUS事業規模の拡大、並びに大手金融系および製造業などのエンドユーザー、SIer等の新規顧客の獲得及び「eBASE」ソフトウェアの販売拠点として展開し、eBASEソフトウェア販売の周辺事業も拡大し、当社グループとしてシナジー効果が見込めますことから、事業譲受を行いました。

(3) 企業結合日

平成27年１月１日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

２．連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間

平成27年１月１日から平成27年３月31日まで

３．取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	14,805千円
取得に直接要した費用	1,500千円
譲受対価の総額	16,305千円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

4,500千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力

(3) 償却方法及び償却期間

５年間の均等償却

５．企業結合日に受け入れた資産の額及びその主な内訳

流動資産	2,767千円
固定資産	9,038千円
計	11,805千円

６．企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高　　610,000千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、事業譲受元の売上高推定により算定された売上高と、取得企業の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としております。また、段階損益に与える影響は軽微なため記載を省略しております。なお、影響の算定額については監査証明を受けておりません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**694,385**	**流動負債**	**242,461**
現金及び預金	192,680	買掛金	16,308
売掛金	478,256	未払金	27,453
仕掛品	525	未払法人税等	98,713
前払費用	3,963	未払消費税等	55,500
繰延税金資産	7,988	前受金	16,419
その他	10,970	預り金	25,672
固定資産	**1,171,466**	前受収益	1,929
有形固定資産	**15,227**	その他	464
建物	3,454	**負債合計**	**242,461**
車両運搬具	4,477	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	7,295	**株主資本**	**1,614,966**
無形固定資産	**1,565**	**資本金**	**190,349**
ソフトウエア	1,554	**資本剰余金**	**164,160**
電話加入権	10	資本準備金	162,849
投資その他の資産	**1,154,674**	その他資本剰余金	1,311
投資有価証券	1,004,947	**利益剰余金**	**1,409,978**
関係会社株式	115,084	その他利益剰余金	1,409,978
差入保証金	28,463	繰越利益剰余金	1,409,978
会員権	3,945	**自己株式**	**△149,522**
繰延税金資産	1,098	**評価・換算差額等**	**431**
その他	2,010	**その他有価証券評価差額金**	**431**
貸倒引当金	△875	**新株予約権**	**7,993**
		純資産合計	**1,623,391**
資産合計	**1,865,852**	**負債及び純資産合計**	**1,865,852**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		1,304,413
売　　上　　原　　価		180,579
売　上　総　利　益		1,123,834
販売費及び一般管理費		743,665
営　　業　　利　　益		380,168
営　業　外　収　益		70,297
経　　常　　利　　益		450,465
特　　別　　損　　失		
投資有価証券売却損	846	846
税引前当期純利益		449,619
法人税、住民税及び事業税	152,062	
法　人　税　等　調　整　額	△2,577	149,485
当　　期　　純　　利　　益		300,134

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	190,349	162,849	2,363	1,174,476	△121,175	1,408,863
当期変動額						
剰余金の配当				△64,632		△64,632
当期純利益				300,134		300,134
自己株式の取得					△34,148	△34,148
自己株式の処分			△1,052		5,801	4,749
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計			△1,052	235,502	△28,346	206,103
当期末残高	190,349	162,849	1,311	1,409,978	△149,522	1,614,966

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	―	―	3,248	1,412,111
当期変動額				
剰余金の配当				△64,632
当期純利益				300,134
自己株式の取得				△34,148
自己株式の処分				4,749
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	431	431	4,745	5,176
当期変動額合計	431	431	4,745	211,279
当期末残高	431	431	7,993	1,623,391

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（重要な会計方針に係る事項）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　54,399千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権	7,815千円
関係会社に対する金銭債務	2,152千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引	20,539千円
営業取引以外の取引	62,040千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	217,253株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,664千円
未払事業所税	324千円
貸倒引当金	281千円
減価償却費	1,021千円
投資有価証券評価損	322千円
関係会社株式評価損	1,478千円
小計	11,093千円
評価性引当額	△1,801千円
繰延税金資産合計	9,292千円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
子会社	eBASE-PLUS㈱	所有 直接 100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託（注1）	61,200	未収入金	5,508

・取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.受取事務手数料については、市場価格等を参考にして、決定しております。

2.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　284円　48銭
2. １株当たり当期純利益　52円　53銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒井　厳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　沖　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｅＢＡＳＥ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒　井　　厳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　聡	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

ｅＢＡＳＥ株式会社　監査役会

常勤監査役　森　田　鎮　光　㊞

社外監査役　福　田　泰　弘　㊞

社外監査役　高　森　浩　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第14期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金14円60銭　総額82,903,867円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月23日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会における監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行をいたしたく、また、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議により取締役の責任を法令の範囲で一部免除できる規定、および業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、取締役の責任の一部免除および責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、定款変更は、本総会終結のときをもって、効力を生じるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	（機関） 第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 （削　除） 3. 会計監査人
第５条～第17条（条文省略）	第５条～第17条（現行どおり）
（取締役の員数） 第 18 条　当会社の取締役は５名以内とする。	（取締役の員数） 第 18 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は５名以内とする。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は３名以上とする。
（取締役の選任） 第 19 条　当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（取締役の選任） 第 19 条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
②　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	②　当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第 20 条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集及び議長） 第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 ④ 取締役、監査役又は会計監査人が、取締役会及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。	（取締役会の招集及び議長） 第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 ④ 取締役又は会計監査人が、取締役会の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

現行定款	変更案
第 22 条～第 25 条（条文省略）	第 22 条～第 25 条（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第 26 条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役の報酬等） 第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（新　設）	（取締役の責任免除） 第 28 条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第 27 条　当会社の監査役は３名以内とする。	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役の選任） 第 28 条　当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第 29 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第 30 条　監査役会はその決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。	（削　除）
（招集通知） 第 31 条　当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 ②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第 29 条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会規程） 第 32 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第 30 条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
（監査役の報酬等） 第 33 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（新　設）	（監査等委員会の決議の方法） 第 31 条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録） 第 32 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第 34 条～第 36 条（条文省略）	第 33 条～第 35 条（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第14回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。)５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	常包（つねかね）　浩司（こうじ） （昭和32年３月20日生）	平成13年10月　当社創業 代表取締役社長（現任） 平成22年11月　ｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社 代表取締役社長（現任）	2,324,400株
2	大塚（おおつか）　勉（つとむ） （昭和41年３月10日生）	平成15年10月　当社取締役 平成19年４月　取締役執行役員 平成20年９月　取締役執行役員COO（現任）	258,000株
3	窪田（くぼた）　勝康（かつやす） （昭和37年10月28日生）	平成17年６月　当社入社 平成17年９月　当社取締役 平成19年４月　取締役執行役員CFO（現任） 平成22年11月　ｅＢＡＳＥ－ＰＬＵＳ株式会社 取締役(現任)	176,200株
4	西山（にしやま）　貴司（たかし） （昭和41年７月３日生）	平成13年10月　当社取締役 平成19年４月　取締役執行役員 平成25年４月　取締役執行役員 大阪ソリューションB.U.管掌（現任）	301,000株
5	岩田（いわた）　貴夫（たかお） （昭和42年６月23日生）	平成15年11月　当社入社 平成16年６月　当社取締役 平成19年４月　取締役執行役員 平成25年４月　取締役執行役員 市場開発B.U.管掌兼ＳＥB.U.管掌（現任）	153,200株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	森田（もりた）　鎮光（しげみつ） （昭和27年２月20日生）	昭和49年４月　富士ゼロックス株式会社入社 平成14年４月　同社特別プロジェクト室大阪事務所長 平成16年４月　同社専務付ゼネラルプロジェクトマネージャー 平成17年11月　eBASE-NeXT株式会社取締役就任 平成21年６月　当社監査役(現任) 平成23年６月　eBASE-PLUS株式会社監査役(現任)	8,000株
2	福田（ふくだ）　泰弘（やすひろ） （昭和10年７月27日生）	昭和34年４月　凸版印刷株式会社入社 平成２年６月　同社取締役 平成５年６月　同社常務取締役関西支社長 平成７年４月　同社常務取締役社長付 トッパン・ムーア株式会社顧問 平成７年６月　トッパン・ムーア株式会社代表取締役社長 （平成９年４月　トッパン・フォームズ株式会社に社名変更） 平成16年６月　同社代表取締役会長 平成19年６月　同社取締役会長 平成20年６月　同社相談役 平成20年６月　当社監査役（現任）	96,000株
3	高森（たかもり）　浩一（こういち） （昭和22年２月20日生）	昭和45年４月　シャープ株式会社入社 平成４年４月　同社情報通信営業本部第二営業部長 平成13年１月　同社国内情報通信営業本部本部長 平成17年６月　同社取締役 国内情報通信営業本部本部長 平成19年４月　同社常務取締役 国内情報通信営業本部本部長 平成20年４月　同社常務執行役員 国内情報通信営業本部本部長 平成21年４月　同社顧問 平成23年６月　当社監査役（現任） 平成24年12月　株式会社高森戦略研究所 代表取締役（現任） 平成25年９月　株式会社高森サンヴィジョン 代表取締役（現任）	28,600株

（注）1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福田泰弘および高森浩一の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 福田泰弘氏を社外取締役候補者とした理由は、代表取締役として培われた豊富な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 高森浩一氏を社外取締役候補者とした理由は、取締役として培われた豊富な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 高森浩一氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
6. 当社は、森田鎮光氏、福田泰弘氏、高森浩一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において年額120,000千円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120,000千円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたしたいと存じます。

第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名となる予定です。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額15,000千円以内と定めること、ならびに監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となる予定です。

第７号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員および当社子会社従業員（割当日において取締役、監査等委員である取締役または監査役は含まない。）に対してストックオプションとして発行する第13回新株予約権および第14回新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

１．特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由

当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社従業員および当社子会社従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式26,000株を上限とする。

第13回新株予約権の上限を15,000株、第14回新株予約権の上限を11,000株とし、それぞれ発行するものとする。

ただし、割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を

調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整による１株未満の端数は切り捨てる。

（２）新株予約権の総数

26,000個を上限とする。

第13回新株予約権の上限を15,000個、第14回新株予約権の上限を11,000個とし、それぞれ発行するものとする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、上記（１）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

（３）募集新株予約権の払込金額

無償とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の前日の終値（当日に終値がない場合はその日に先立つ直近日の終値）を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

（５）新株予約権の権利行使期間

① 第13回新株予約権：平成29年６月23日から平成37年６月22日まで

② 第14回新株予約権：平成35年６月23日から平成37年６月22日まで

（６）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査等委員である取締役、または監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査当委員である取締役または監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

② 新株予約権の相続は認めない。

③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

（７）新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が上記（６）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（９）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときには、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権のその他の事項

上記のほか新株予約権の募集事項、細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市北区芝田一丁目１番35号
　　大阪新阪急ホテル２階 星の間

（会場案内図）

